

平成23年分所得税の還付申告会を開催します

平成23年分所得税の還付申告を受付けます。当日は申告書を作成し、提出することができます。混雑が予想されますので、時間にゆとりを持ってお越しください。

■日時／1月31日(火)、2月1日(水)、2日(木)

午前9時30分～11時30分

午後1時30分～3時30分

■場所／役場 第二庁舎 3階301会議室

- 対象／・医療費控除を受ける方
 ・年末調整がお済みでない方
 ・年金受給者の方

※住宅借入金等特別控除の申告は受付できません。税務署へお願いします。

■必要なもの【共通】

- ①平成23年分の給与所得の源泉徴収票(コピー不可)
- ②印鑑・筆記用具・計算器具
- ③還付金を受け取る口座(申告者名義)の金融機関名・口座番号の分かるもの
- ④源泉徴収票の住所が現住所と異なる場合は、住民票の写し

(1)医療費控除を受ける方

共通(前記①から④)のほかに

ア 平成23年1月1日から12月31日までに支払った医療費の領収書(原本)

（事前に個人及び支払先ごとに集計し、お持ちください）

イ アの支払った医療費について、社会保険や生命保険などから補てんされた金額の分かる書類(例：出産育児一時金や入院給付金など)

(2)年末調整がお済みでない方

共通(前記①から④)のほかに

ア 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢医療保険料などの支払金額が分かる書類

イ 国民年金保険料控除証明書(日本年金機構発行)

ウ 生命保険料・地震保険料の控除証明書

(3)年金受給者の方

共通(前記②③)のほかに

ア 平成23年分の公的年金等の源泉徴収票(コピー不可)

イ 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢医療保険料などの支払金額が分かる書類

ウ 国民年金保険料控除証明書(日本年金機構発行)

エ 生命保険料・地震保険料の控除証明書

平成23年分から、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告をする必要がなくなりました。

(上記の場合であっても、町県民税の申告は必要となります。)

※所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することはできません。

(4)住宅借入金等特別控除を受ける方

当申告会場では、受付できません。申告方法について相談のある方は、税務署(2月9日(木)から3月15日(木)まではイオンレイクタウン会場)にお願いします。申告にあたり用意する書類は次のとおりです。

《新築の場合》

共通(前記①から④)のほかに

ア 住民票の写し

イ 家屋の登記事項証明書

ウ 請負契約書又は売買契約書の写し

エ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

オ 敷地などの購入にかかるローンなどについて、この控除を受ける場合は、その敷地などの登記事項証明書及びその敷地などの売買契約書の写し

※中古住宅や、認定長期優良住宅を取得した場合や、増改築をした場合は、必要書類等が変わります。

所得税の還付申告ができます ※上記(1)～(4)についても申告できます。

日 時	場 所
1月4日(水)～2月8日(水)(土・日・祝日を除く)午前8時30分～午後5時	越谷税務署
2月9日(木)～3月15日(木)(土・日・祝日を除く) 午前9時～午後4時 ※混雑状況によっては受付終了時間を早める場合があります。	イオンレイクタウン Kaze3階(イオンホール)

※2月9日から3月15日の期間は越谷税務署庁舎では確定申告の相談は行っていません。

※申告期間中(2/16～3/15)は大変混雑が予想されます。還付申告の方は早めの申告をお勧めします。

税理士事務所における無料相談会(相談内容によっては有料となります。)

日時／2月1日(水)～15日(水)(土・日・祝日を除く)午前10時～正午・午後1時～4時

場所／最寄りの各税理士事務所

対象／①年金を受給している方②給与所得者で医療費控除を受ける方③年の途中で退職した方

※相談会にお越しの際には、関東信越税理士会越谷支部(☎048-962-6131)へ事前に電話連絡をお願いします。

確定申告は簡単で便利な国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を是非ご利用ください。